

警報発令時の対応

1 気象警報発令の時

(1) 午前6時30分現在 警報発令がある場合

井笠地域のいずれかの市・町（笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町）に特別警報または警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪のいずれか）が発令されている場合は、臨時休業となります。

※ 担任から家庭への電話連絡はいたしませんので、テレビ・ラジオ等の情報にご注意ください。

※ 西備お知らせメール登録者には、メールで連絡します。

(2) 午前6時30分現在 警報発令がない場合

① 警報発令はないが危険が予測される場合は、自宅待機をしてください。状況を判断し今後の対応について6：50までにメールで連絡をします。（状況によっては臨時休業とする場合があります。）

② 井笠地域のいずれかの市・町に警報発令がない場合でも、道路の冠水や、河川の増水など、お住まいの地域や通学途中に危険な箇所がある場合には、登校を見合わせ、学校に連絡をしてください。

(3) 登校後に警報が発令された場合

西備お知らせメールまたは、電話で家庭に迎えについての連絡を行います。（児童生徒の安全確保のため、自力通学の生徒についても迎えをお願いします。スクールバスの運行はしません）

2 異常気象等によりスクールバスの運行が遅延または中止された場合

各停留所において、スクールバスが予定到着時刻より10分以上遅延しそうな場合は、西備お知らせメール等により、学校から連絡をします。それまでは待機しておいてください。運行を中止する場合も学校から連絡します。

3 異常気象等により公共交通機関の運行に大幅な乱れが生じた場合

テレビ・ラジオ等の情報に注意し、登校が難しい場合は学校に連絡してください。